

実施事業所の事業主及び事務担当者の皆さんへ

千葉県日産自動車企業年金基金

「資格取得届」提出時の「基礎年金番号」の記入の徹底並びに 「資格取得届」及び「資格喪失届」の早期提出について（お願い）その2

1. お願い事項

- （1）「資格取得届」の提出時には、必ず「基礎年金番号」の記入をお願いします。また、提出時に当該番号が不明の場合（20歳未満など）は、判明後速やかに連携をお願いします。
- （2）「資格取得届」及び「資格喪失届」は、原則当月中（遅くとも翌月5日まで）に提出をお願いします。

2. 理由

令和6年12月からの確定拠出年金（以下「DC」という。）の拠出限度額の変更により、基金は、みずほ信託銀行を通じて毎月、当月の加入者データを翌月末までに企業年金基金連合会に提出することが求められています。

今般、みずほ信託銀行から当月の加入者データへの反映期限を翌月10日とする旨の連絡があつたことから、先般のご案内より前倒しでの提出をお願いするものです。

なお、拠出限度額の確認のためのキー項目は次の通りとなりますので、届出書類への誤りのない記載（データ作成）をお願いします。

①「基礎年金番号」 ②「生年月日」 ③「性別」

3. 記載事項の漏れ（誤り）及び提出が遅れた場合の問題点等

- （1）加入者データに不一致が生じた場合は、DCの拠出額が拠出限度額内かどうかの確認ができないため、個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入されている方の拠出が停止される可能性があります。
- （2）加入者データの提出が遅れたことにより、経過した月の拠出限度額が超えていたことが判明した場合は、遡ってDC拠出額を調整するなどの事務手続きが必要となるものと思われます。

＜問い合わせ先＞

千葉県日産自動車企業年金基金

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港184番地

TEL: 043-204-2308

事務長 渡辺・担当 十河